



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

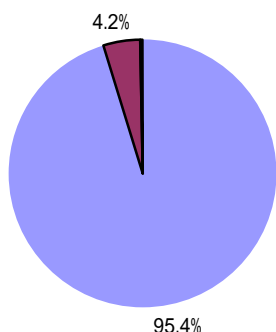
NEWS1. 2013年度 新入社員の初任給調査

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 少額投資非課税制度(日本版ISA)

NEWS 1 . (2013年度 新入社員の初任給調査)

2013年度初任給の据え置き状況



産業界に対し賃金の引き上げが要請されるニュースが報道される中、今春の初任給の結果が、労務行政研究所より「2013年度新入社員の初任給調査」として発表されました。

今回の調査は、東証第一部上場企業1,627社と、生命保険、新聞、出版でこれに匹敵する大手企業11社を加えた合計1,638社のうち、回答のあった238社を集計したものです。

今春の学卒初任給は「据え置き」が95.4%で、「全学歴引き上げ」は4.2%に止まり、「据え置き」は5年連続で90%台となりました。

初任給の引き上げは一般の賃金の上昇後からだと思いますが、現政権となり4カ月。デフレ脱却に向けた経済政策「アベノミクス」の効果が初任給まで波及されるのを期待したいものです。

主な学歴別の初任給は以下のとおりです。

大学卒(事務技術)一律 205,647円 基幹職 207,207円 補助職 181,692円

大学院卒 修士 222,300円 博士 240,707円

短大卒(事務) 172,546円

高校卒(事務技術)一律 161,084円 基幹職 165,824円 補助職 157,445円 現業 163,912円

専門学校卒(2年制・事務) 174,277円

高専卒(技術) 181,863円

NEWS 2 . (書籍の紹介)

トヨタの片づけ (株)OJTソリューションズ

【内容情報】(「BOOK」データベースより)

「5S」や「カイゼン」など、トヨタが徹底的に突き詰めてきたメソッドを、オフィスワーカーにも応用できるビジネスツール&自己啓発スキルとして紹介!「片づけをすれば業績は必ず上がる」「片付けない人を責めるな、片づかない仕組みを責める」といったトヨタの名言も満載の一冊!

「片づけは雑務じゃない。『仕事そのもの』だ」、「『ムダ』という宝を探せ」、「線を1本引きなさい」、「『掃除しないですむしくみ』を考えろ」。勤務40年以上の元現場リーダーたちが語るトヨタの知見をまとめた1冊。

「片づけ」という行為そのものが仕事のパフォーマンスを上げ、成果を生み出し、ひいては会社の売り上げを押し上げる、そこまでのツールだと断言しています。

GWを利用して、まずはPC内の整理(片づけ)から始めようと思います。

トヨタの
片づけ

CLEANING AND ORGANIZING
BY TOYOTA

©2013 OJT SOLUTIONS



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

アベノミクスで円安と株高が一気に進み、個人投資家が株式市場に戻ってきたようです。証券取引所では株式売買代金に占める個人の割合が高まり、個人顧客が大半のインターネット証券でも新規口座の開設が増えています。

私もこの度口座を開設し株取引を始めました。売買益等には現在10%の税金が課税されておりますが、平成26年からは本来の20%の課税に戻ります。それに伴い、平成26年から少額投資非課税制度(日本版ISA)が創設されると聞きましたが、どのような制度が教えてください。

Answer

平成26年1月から、証券会社等で少額投資非課税口座を開設して上場株式等を購入すると、本来20%課税される配当金や売買益等が非課税となる制度です。購入できる金額は年間100万円までで、非課税期間は5年間です。

税率は復興特別所得税を考慮していません。



【解説】

少額投資非課税制度(日本版ISA)とは、毎年100万円までの非課税投資枠が設定され、100万円までの株式投資等にかかる売却益や配当金が非課税になる制度で、平成26年1月からスタートする新しい制度です。

例えば、2014年にA社株に100万円投資したとします。5年後の2019年にA社株が200万円まで値上がったので売却し、売却益100万円が発生しました。通常であれば、この100万円の売却益に対して20%(20万円)納税することになります。非課税口座で上記取引をしていれば無税で済むことになります。

それでは、上記メリットを受けるための条件、注意点を説明します。

1.非課税対象

非課税口座で保有する株式投資信託や上場株式の売却益や配当金です。

非課税口座を開設する必要があります。(20歳未満の方は開設できません。)口座開設可能期間は平成26年から平成35年までの10年間です。

また、既に特定口座等で保有している株式等を非課税口座に移すことはできませんので、平成26年1月1日以後、新たな資金で購入した株式が対象です。

2.非課税投資枠

非課税投資枠は一人年間100万円、最大500万円までの非課税投資枠が設定できます。

非課税投資枠の未使用分は翌年に繰越すことはできません。例えば2014年に株式を30万円しか購入しなかった場合には、残り70万円の枠は切り捨てられます。

また、非課税口座で100万円株式を購入し、数日後に売却した場合、売却して空いた100万円の非課税枠を再度利用して同年中に株式を購入することはできません。

3.非課税期間

株式を購入した年を含めて5年間、その期間の売却益・配当金が非課税になります。

非課税期間5年間が終了した場合は、特定口座等に移すか、翌年の非課税口座枠(100万円)を活用して非課税保有を続けることができます。特定口座等に移した場合は、その後の売却益や配当金に対して課税されます。

4.その他

非課税口座で保有する上場株式に売却損が発生した場合、この売却損は、特定口座等で保有する他の上場株式等の配当金や売買益等と損益通算はできませんので注意が必要です。

根拠条文等

平成25年度 税制改正大綱

日本証券業協会「少額投資非課税制度に関するQ&A」

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850